



島根県報

令和6年2月9日（金）

号外 第 1 2 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第104号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	191号	益田市美都町宇津川イ713番1地先から同番41地先まで	前	メートル 41.20～ 60.30	メートル 65.15	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 59.00～ 79.10	メートル 65.15		

島根県告示第105号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原607番地先から同588番3地先まで	前	メートル 3.82～ 11.45	メートル 321.77	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	6.96～ 15.66	321.77		
〃	〃	鹿足郡津和野町相撲ヶ原527番2地先から同286番1地先まで	前	3.81～ 29.92	620.17		道路改良工事 拡幅
			後	7.92～ 29.92	620.17		

島根県告示第106号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	191号	益田市美都町字津川イ713番1地先から同番41地先まで	メートル 65.15	令和6年 2月9日	益田県土整備 事務所	
〃	〃	益田市匹見町道川イ1052番1地先から同地先まで	264.00	令和6年 2月9日		

島根県告示第107号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木302番3地先から同地先まで	メートル 12.17	令和6年 2月9日	県央県土整備 事務所	